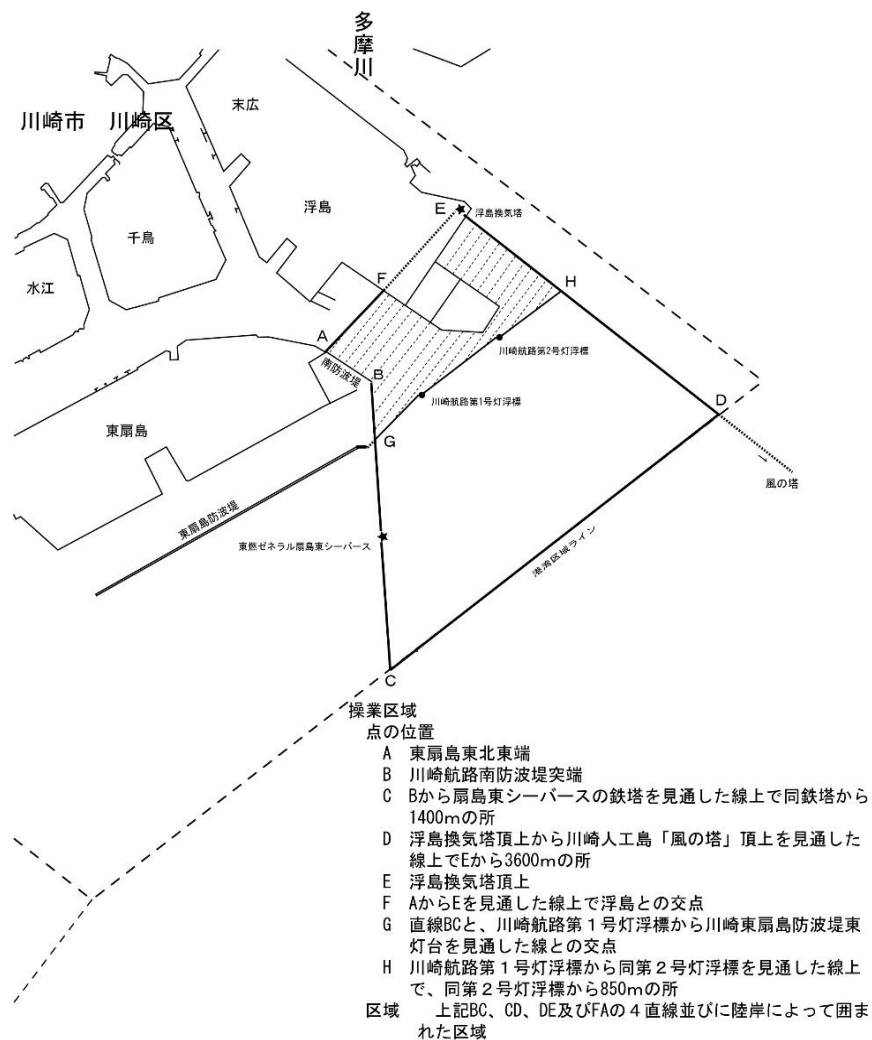


(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かれい三枚網漁業	7	定めなし	A 東扇島東北東端 B 川崎航路南防波堤突端 C B から扇島東シーバースの鉄塔を見通した線上で同鉄塔から 1400m の所 D 浮島換気塔頂上から川崎人工島「風の塔」頂上を見通した線上で E から 3600m の所 E 浮島換気塔頂上 F A から E を見通した線上で浮島との交点 G 直線 BC と、川崎航路第 1 号灯浮標から川崎東扇島防波堤東灯台を見通した線との交点 H 川崎航路第 1 号灯浮標から同第	1 月 1 日から 12 月 31 日まで ただし、操業区域のうち、点 F、A、B、G、川崎航路第 1 号灯浮標、同第 2 号灯浮標、点 H 及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸	横浜市神奈川区に漁業根拠地を有している者	なし	令和 8 年 10 月 7 日から同年 11 月 6 日まで	令和 8 年 11 月 18 日から令和 13 年 11 月 17 日まで

			2 号灯浮標を見通した線上で、同 第 2 号灯浮標から 850m の所 区域 上記 BC、CD、DE 及び FA の 4 直線並びに陸岸によって囲まれ た区域	岸によって囲 まれた区域に ついては、4 月 1 日から 12 月 31 日ま で				
--	--	--	---	--	--	--	--	--



漁業時期 1月1日から12月31日まで

ただし、作業区域のうち、点F、A、B、G、川崎航路第1号灯浮標、同第2号灯浮標、点H及び浮島換気塔を順次結んだ線並びに陸岸によって囲まれた区域については、4月1日から12月31日まで

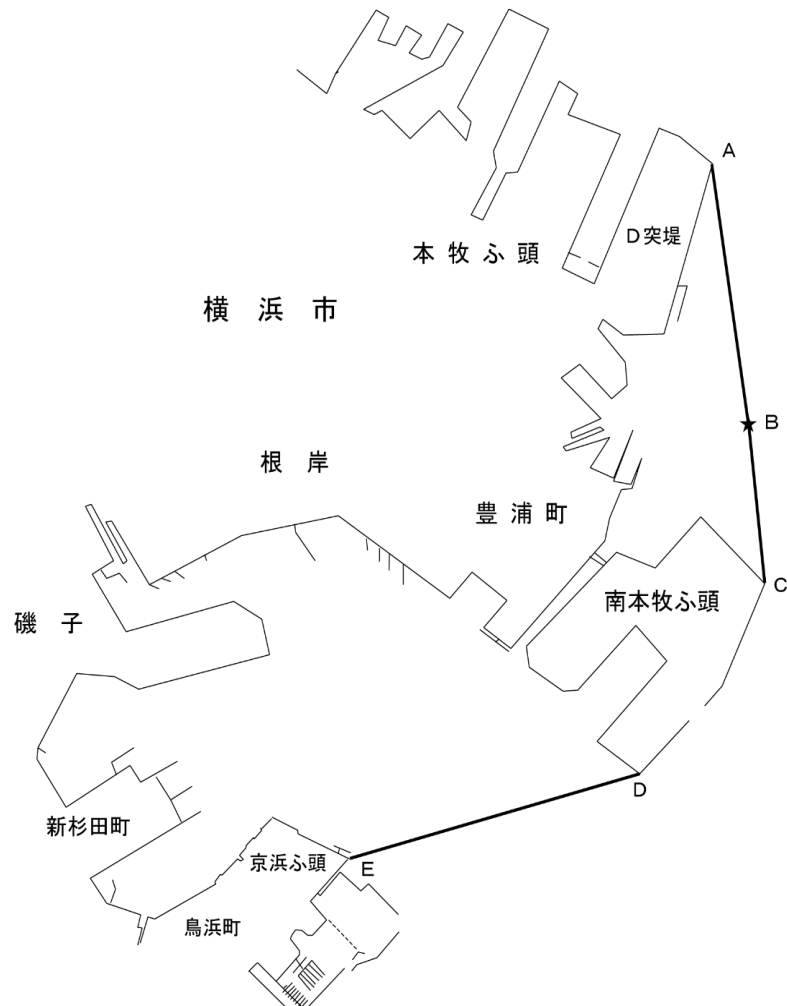
同上	3	同上	A 横浜市中区本牧 本牧ふ頭 D 突堤護岸北東角 B 本牧沖灯浮標 C 南本牧ふ頭護岸北東角 D 南本牧ふ頭護岸南角 E 横浜市金沢区鳥浜町 京浜 ふ頭護岸東角 区域 上記 AB、BC、DE 及び陸岸 によって囲まれた区域	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	横浜市中 区に漁業 根拠地を 有してい る者	同上	同上	同上
----	---	----	---	--------------------------	------------------------------------	----	----	----

点の位置

- A 横浜市中区本牧 本牧ふ頭D突堤護岸北東角
- B 本牧沖灯浮標
- C 南本牧ふ頭護岸北東角
- D 南本牧ふ頭護岸南角
- E 横浜市金沢区鳥浜町 京浜ふ頭護岸東角

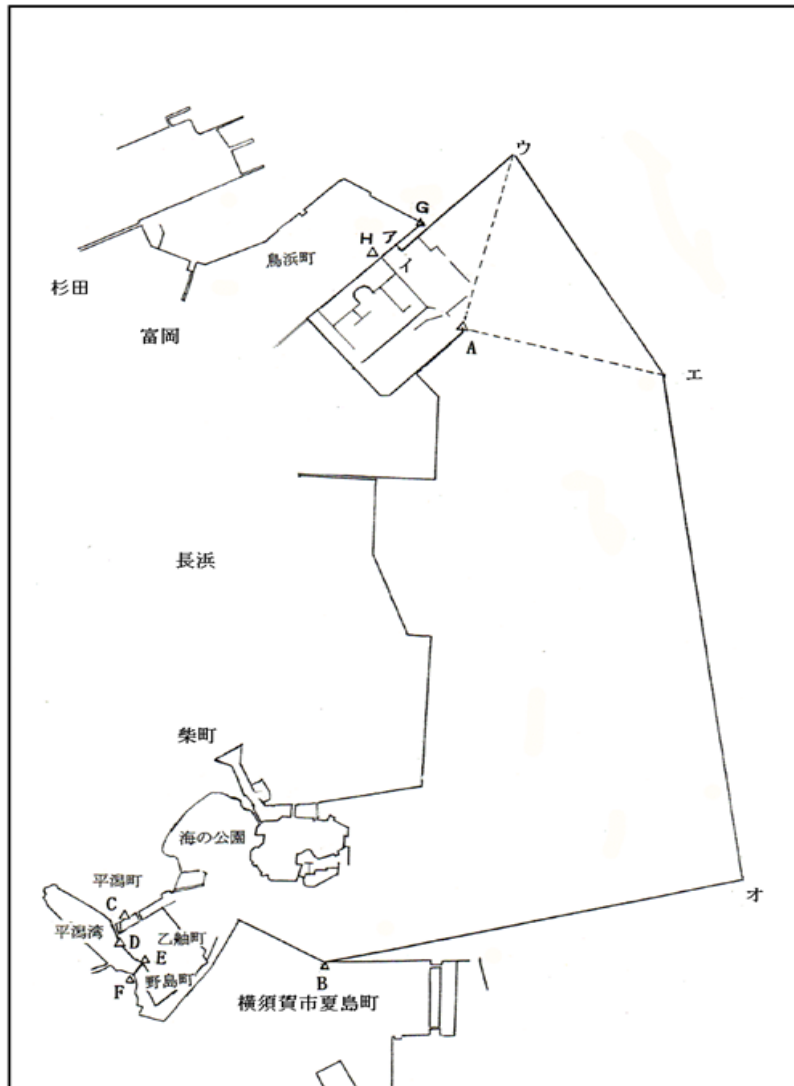
操業区域

AB、BC、DE及び陸岸によって囲まれた区域



同上	21	同上	アイ, イウ, ウエ, エオ, オ B, E F 及び C D の 7 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点 B 横須賀市夏島町 1 番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い 60 メートルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い 7.5 メートルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角 H G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 500 メートルに位置する同護岸天端海側端	同上	横浜市金沢区に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	----	----	--	----	---------------------	----	----	----

			点の位置 ア Gから南西方向に延びる防 波護岸沿いにGから383メー トルに位置する同護岸天端海側端 イ GからHを見通した線を0 度とし、Gから右回りに348度 17分392メートルの点 ウ Aから9度30分(真方 位)1,550メートルの点 エ Aから101度30分(真方 位)1,730メートルの点 オ Bから76度20.1分(真方 位)3,460メートルの点					
--	--	--	---	--	--	--	--	--



操業区域

アイ, イウ, ウエ, エオ, オB, EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い60メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし, Gから右回りに348度17分392メートルの点
- ウ Aから 9度30分(真方位)1,550メートルの点
- エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
- オ Bから 76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

同上	2	同上	(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点の位置 A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点 B 横須賀市夏島町1番地護岸角 C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに60メートルに位置する同護岸天端海側端 D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿いに7.5メートルに位置する同護岸天端海側端 E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端 F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端 G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角 H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端 点の位置	同上	同上	同上	同上	同上
----	---	----	--	----	----	----	----	----

			ア G から南西方向に延びる防波護岸沿いに G から 383 メートルに位置する同護岸天端海側端 イ G から H を見通した線を 0 度とし、G から右回りに 348 度 17 分 392 メートルの点 ウ A から 9 度 30 分（真方位）1,550 メートルの点 エ A から 101 度 30 分（真方位）1,730 メートルの点 オ B から 76 度 20.1 分（真方位）3,460 メートルの点 （2）カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域 点の位置 カ 南本牧ふ頭護岸南角 キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角 ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1) アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、EF及びCDの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点の位置

- A 横浜市金沢区木材ふ頭東防波堤先端燈台中心点
- B 横須賀市夏島町1番地護岸角
- C 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台左岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い80メートルに位置する同護岸天端海側端
- D 横浜市金沢区平潟町帰帆橋橋台右岸下流端から北東方向に延びる護岸沿い7.5メートルに位置する同護岸天端海側端
- E 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台左岸上流端
- F 横浜市金沢区野島町夕照橋橋台右岸上流端
- G 横浜市金沢区鳥浜町東側の防波護岸隅切部天端海側南角
- H Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから500メートルに位置する同護岸天端海側端

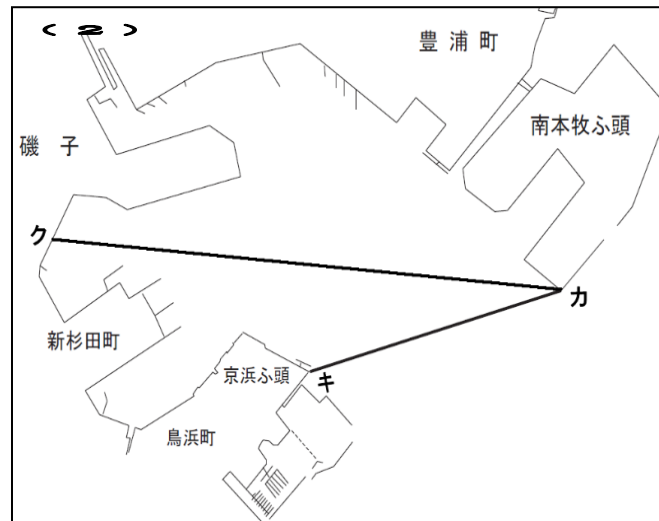
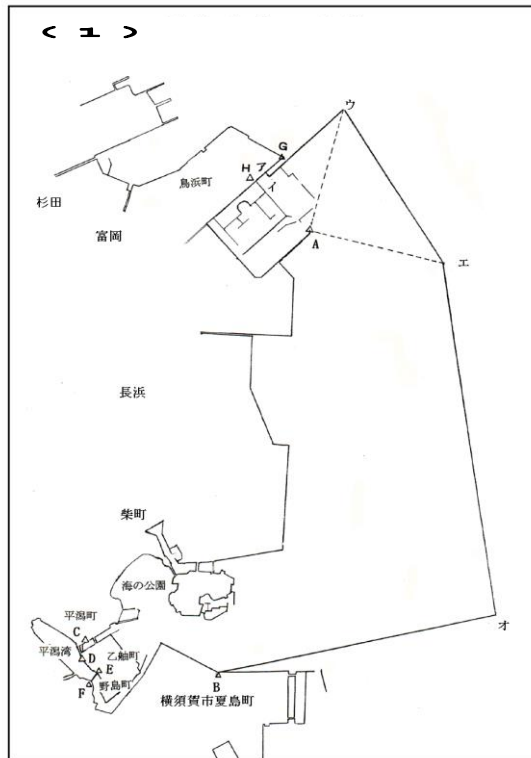
点の位置

- ア Gから南西方向に延びる防波護岸沿いにGから383メートルに位置する同護岸天端海側端
- イ GからHを見通した線を0度とし、Gから右回りに348度17分392メートルの点
- ウ Aから 8度30分(真方位)1,550メートルの点
- エ Aから101度30分(真方位)1,730メートルの点
- オ Bから 76度20.1分(真方位)3,460メートルの点

(2) カキ、カク及び陸岸によって囲まれた区域

点の位置

- カ 南本牧ふ頭護岸南角
- キ 横浜市金沢区鳥浜町京浜ふ頭護岸東角
- ク 日清オイリオグループ(株)横浜磯子事業場の海側サイロ北東端



ひらめ三枚 網漁業	2	同上	A B、B C、C D、D E、E Aの 5直線によって囲まれた区域。た だし、共同漁業権の漁場の区域を 除く。 A 北緯35度8分29.16秒 東経139 度8分26.90秒（世界測地系）の点 B 北緯35度7分40.30秒 東経139 度8分26.90秒（世界測地系）の点 C 北緯35度7分44.50秒 東経139 度9分57.23秒（世界測地系）の点 D 北緯35度8分 3.76秒 東経139 度9分57.23秒（世界測地系）の点 E 北緯35度8分11.79秒 東経139 度8分54.82秒（世界測地系）の点	12月1日か ら翌年4月 30日まで	真鶴町真 鶴に漁業 根拠地を 有してい る者	漁具の規模は次のと おりとする。 1. 目合 12 cm以上 2. 網丈 2.5m 以下 3. 網 1 反の長さ 60m 以下 4. 1 統の網の使用反 数 8 反以下	同上	令和 8 11 月 28 日か ら令和 13 年 11 月 27 日ま で
--------------	---	----	---	--------------------------	------------------------------------	--	----	--